

公表事項変更等説明表

■「神奈川県終身建物賃貸借制度に関する事務取扱要綱」の一部改正について

■ 1 変更等年月日

令和7年10月1日（水曜日）

※変更等公表年月日は10月22日（水曜日）

■ 2 変更内容等

神奈川県終身建物賃貸借制度に関する事務取扱要綱及び新旧対照表について、様式第2、5、9、10、12、13、16、17号中の教示文の改正を追加する。

正	誤
教示 1 この処分 に 不服がある場合は、この 処分が あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この 処分 については、 <u>上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。</u>	教示 1 この決定 に 不服がある場合には、この決定 が あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して異議申立てをすることができます（ <u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。</u> ）。 2 この決定 について は、この決定 があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

■ 3 変更理由

一部改正内容の記載漏れが判明したため。

■ 問合せ先

県土整備局 建築住宅部 住宅計画課 民間住宅グループ

電話 045-210-6557 ファックス 045-210-8884